

令和元年 第11回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年11月1日（金）午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長職務代理者 浜川 和久

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画申請の審議について

議案第2号

非農地証明願について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

日程第3 その他

出席委員 6名

※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 1名

※ 番号は議席番号

4番 恒松 直之

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後2時00分 開会

(局長) それでは、只今より令和元年第11回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員定数7名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、恒松会長は欠席ですので、ご報告いたします。

よって、本日は、総会会議規則23条第1項の規定により浜川職務代理者が議長として議事を進行いたします。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長に許可をもらって下さい。

それでは、浜川職務代理者、よろしくをお願いいたします。

(会長) それでは、職務代理者である私が議長を務めさせていただきます。

まず、議案について事務局から説明をして下さい。

(局長) 本日の総会議案についてご説明させていただきます。お手元に配布いたしております、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」が1件、議案第2号「非農地証明願について」が2件、報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)「農地法第3条の3の規定による届」が6件、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が7件、報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」が1件となっております。以上です。

(議長) それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条及び第23条により、私が会長の職務代理者として、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。

これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(議長) ご異議がないようでありますので、2番 佐藤委員 3番 園田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更の審議について」事務局の説明を求めます。

(事務局) はい。

それでは議案の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請書の審議について」です。

この議案は、農地法第5条第1項でバイナリー発電の試掘用地として一時転用の許可をした案件であります。

一時転用の試掘はほぼ完成に近い状態で、農地転用の本申請をする予定ですが、本事業の目的であるバイナリー発電所をつくるためには、宅地造成許可が必要である為、現在許可申請を行うための準備をしているということです。

都市政策課に確認いたしましたところ、申請はまだ提出されていませんが、仮に今申請をした場合、審査し、問題がなければ、本年12月末頃の許可になるのが通常の流れのようです。

その後、農地転用の本申請となりますが、それまでの期間、一時転用期間の延長をするというものです。それでは議案にそって説明いたします。

所在 別府市大字南立石の畑です。区分は市街化調整区域

転用の目的 バイナリー発電試掘用地・噴気試験設備設置用地

1回目の変更申請による工事期間は、平成31年11月21日まででした。

2回目の変更申請による工事期間、今回申請分は令和2年3月31日までです。

以上です。

(議長) はい、只今事務局の説明が終わりました。議案第1号について、地区担当委員である佐藤委員から何かご報告があればお願いします。

(佐藤委員) はい。現地を見た限りでは別段問題はありませんでした。

(議長) それでは、只今説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(各委員) ありません。

(議 長) 特にご意見、ご異議がないようですので、議案第1号について申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」は、申請のとおり許可することといたします。

次に、議案2号「非農地証明願」についてです。事務局の説明を求めます。

(事務局) はい。議案2号「非農地証明願」について

番号1 申請人は、福岡県田川市の代表役員。区分は市街化区域です。

申請の土地は大字鶴見の畑。申請地の状況は庫裏。これは、地目変更手続きのため申請するものです。

番号2 申請人は別府市の方。区分は農業振興地域・その他の地域です。申請の土地は大字天間の田。申請地の状況は駐車場。申請の理由は、昭和45年の基盤整備時から駐車場として使用しているため、以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。議案第2号について、何かご意見、ご質問等があればお願いします。地元の久保委員、何かありますか？

(久保委員) 2か所とも現地を見ましたが、別段問題はありません。

(議 長) 他には何かありませんか?

(委 員) ありません。

(議 長) 特にご意見、ご質問等がないようですので、議案第 2 号について、申請のとおり証明することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第 2 号「非農地証明願いについて」は、申請のとおり証明することといたします。

次に、報告第 1 号「農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について」事務局の一括説明を求めます。

(事務局) はい。3 ページをご覧ください。報告第 1 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてです。

(1) 農地法第 3 条の 3 の規定による届

番号 1

申請人は別府市の方 区分は市街化区域

申請の土地 上人仲町の畑 現況畑

令和元年 8 月 27 日 相続による登記

取得した権利は所有権 あっせん等の希望は無し

届出年月日 令和元年 10 月 4 日

番号 2

申請人は佐伯市の方 区分は市街化区域

申請の土地 大字北石垣の田 現況畑が2筆 持分2分の1

令和元年8月27日 相続による登記

取得した権利は所有権 あっせん等の希望は無し

届出年月日 令和元年10月9日

番号3

申請人は宮崎県日向市の方 区分は市街化区域

申請の土地 大字北石垣の田 現況畑が2筆

令和元年8月27日 相続による登記

取得した権利は所有権 あっせん等の希望は無し

届出年月日 令和元年10月9日

番号4

申請人は横浜市港北区の方 区分は市街化区域

申請の土地 大字内竈の田 現況田が1筆 田 現況宅地が2筆

令和元年7月17日 相続による登記

取得した権利は所有権 ここは売買の希望があります。

届出年月日 令和元年10月9日

番号5

申請人は別府市の方 区分は市街化区域

申請の土地 大字内竈の畑 現況畑が2筆 畑 現況荒れ地が2筆
畑 現況宅地が2筆

令和元年7月17日 相続による登記

取得した権利は所有権 あっせん等の希望はありません。

届出年月日 令和元年10月9日

番号 6

申請人は別府市の方 区分は市街化区域

申請の土地 大字内籠の田 現況宅地が 2 筆

令和元年 9 月 3 0 日 相続による登記

取得した権利は所有権 あっせん等の希望は無し

届出年月日 令和元年 1 0 月 1 7 日

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届

番号 1

譲渡人 別府市の会社員

譲受人 別府市の社会福祉法人 理事長 老人ホーム経営

区分 市街化区域

申請の土地 石垣東の田 現況荒地が 2 筆

施設の概要 保育園の運動場及び職員駐車場として

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年 9 月 2 0 日

番号 2

貸付人 別府市の会社員

借受人 別府市の会社員

区分 市街化区域

申請の土地 汐見町の田 現況宅地

施設の概要 自己住宅用地として

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年 9 月 2 7 日

番号 3

譲渡人 愛媛県八幡浜市の無職の方

譲受人 別府市の社会福祉法人

区分 市街化区域

申請の土地 幸町の田 現況荒地

施設の概要 駐車場用地として 砕石敷

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年9月6日

番号4

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 大分市の株式会社 不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見の畑 現況畑が3筆

施設概要 資材置場として 砂利、整地

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年9月27日

番号5

譲渡人 別府市の会社員

譲受人 大分市の株式会社 不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見の田 現況畑が9筆

施設の概要 資材置場として 整地

転用の時期は、届出受理後

届出年月日 令和元年10月4日

番号6

譲渡人 大分市の無職の方
譲受人 別府市の自営業の方
区分 市街化区域
申請の土地 大字鶴見の原野 現況荒地
施設の概要 自己住宅用地として 木造2階建
転用の時期は、届出受理後
届出年月日 令和元年10月15日

番号7

賃貸人 別府市の建設業の方
賃借人 別府市の有限会社 建設業、不動産業
区分 市街化区域
申請の土地 大字内籠の田 現況荒地
施設の概要 貸家住宅用地として 木造2階建
転用の時期は、届出受理後
専決年月日 令和元年10月23日 以上です。

(議長) 只今説明がありました報告第1号について、ご意見ご質問等がありますか。

(委員) 特にありません。

(議長) 特に何もありません。報告第1号につきましては、報告事項でありますのでご了承願いたいと思います。

次に、報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」事務局の説明を求めます。

(事務局) はい。報告第2号「開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について」

番号1

申請者は大分市の株式会社

土地の所在 別府市大字鶴見 ここは市街化区域・第1種中高層住宅専用地域
であります。

利用目的 公共施設・専用住宅 共同住宅用地として

事務局の所見として 申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地がある
か確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って
対処して下さい。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者
に承諾を得て下さい。と回答しております。以上です。

(議長) 只今、説明がありました報告第2号について、ご意見ご質問等がありますか。

(委員) ありません。

(議長) 特に何もありません。報告第2号につきましても、報告事項であります
ので、ご了承願いたいと思います。

ありがとうございました。以上をもちまして、令和元年第11回総会を終了いた
します。お疲れさまでした。

午後 2 時 45 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 職務代理人 _____ 印

署名委員 _____ 2 番委員 _____ 印

署名委員 _____ 3 番委員 _____ 印